

いじめ防止基本方針

いじめに対する基本的考え方

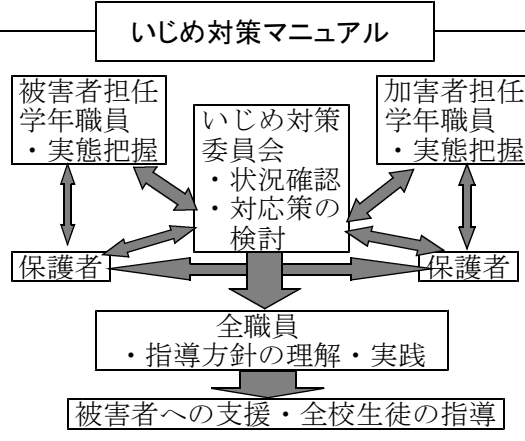
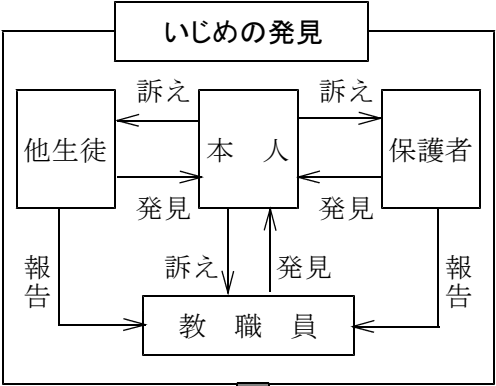
【強い認識を持つ】
いじめは、人間として絶対に許されない

【危機意識を持つ】
いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる

【信念を持つ】
いじめられている子を最後まで守り抜く

早期発見の観点

- 表情が暗い、沈んだ表情が目立つ
- 遅刻、早退、欠席が増えた
- 学級の中で一人であることが多い
- 学習意欲の低下や忘れ物が増えた
- ケガや身体の不調を訴える
- 保健室や職員室によく来る
- 服装の汚れや服装の乱れがある
- 遊びの中でも特定の相手に気を遣う
- 持ち物や掲示物等にいたずらされる
- 授業中、冷やかしたり無視をされる
- 部活をやめたい、変わりたいと言う
- 生活ノートや作品に気持ちを表す



いじめ対策委員会、生徒指導部会

教師としてなすべきこと

- いじめを見抜く感性を磨く
- 不安や悩みを受容する姿勢をもつ
- 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくり
- 心の居場所づくりに努める
- 一人一人の心の理解に努める
- いじめは許さないという学級風土づくり
- 個性を認め合う学級経営
- いじめを受けた生徒を最後まで守る
- 教師間で連携・協力して問題の解決に当たる
- 生徒や保護者からの声に誠実に応える

一次対応(緊急対応)

いじめられた生徒	保護者との連携	いじめた生徒
○事実関係の把握 ○心のケア ・安全の確保 ・全面的な支援	○事実関係の報告 ○信頼関係の構築	○事実関係の把握

関係機関との連携

いじめられた生徒への対応

- 一次対応(緊急対応)
 - いじめの事実関係を正確に把握
 - いじめられた生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援(心のケアを含む)
 - 校長及び全職員、保護者に把握した事実と今後の対応を報告
- 二次対応(短期対応)
 - 保護者や関係機関等との連携を図りながら、いじめられた生徒を支援する体制の確立
- 三次対応(長期対応)
 - いじめられた生徒の学級及び集団への適応を促進

いじめの定義

○ 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(平成 25 年いじめ防止対策推進法より)

二次対応(短期対応)

いじめられた生徒	保護者との連携	いじめた生徒
○プロジェクトチームによる支援	○指導方針の伝達 ○協働意識の向上	○いじめの態様に応じた指導援助

いじめた生徒への対応

- 一次対応(緊急対応)
 - いじめの事実と経過を、複数の教師で確認
 - 校長及び全職員、保護者に把握した事実関係を報告
- 二次対応(短期対応)
 - いじめの態様等により指導方針を立案し、全職員で共通理解
- 三次対応(長期対応)
 - 規範意識の育成や人間関係づくりに向け継続的に指導

※重大事態への対処

学校は、次の場合、筑前町いじめ外部専門家等を活用した対策委員会を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

三次対応(長期対応)

いじめられた生徒	保護者との連携	いじめた生徒
○適応の促進 ○対人関係能力の向上	○家庭の教育力の向上	○規範意識の育成 ○人間関係づくりの改善

保護者への対応

- 一次対応(緊急対応)
 - いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡
 - 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を伝える
 - 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。
- 二次対応(短期対応)
 - 新たにわかった事実や今後の指導方針を伝える
 - 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図る
- 三次対応(長期対応)
 - 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼

周囲の生徒に対しての指導

《指導の3つのポイント》

- 全員が当事者であることを理解させる。
- 共感的人間関係づくりに努める。
- 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

↓

学級活動や道徳の時間を充実させる